

奈良県立医科大学附属病院南側地区のまちづくりにおける
(仮称) 医大新駅の設置等に関する基本協定書



奈良県（以下「甲」という。）、橿原市（以下「乙」という。）、および近畿日本鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、甲、乙、丙、および公立大学法人奈良県立医科大学が令和4年11月29日に締結した「奈良県立医科大学附属病院南側地区のまちづくりに関する連携協定書」（以下「連携協定」という。）第3条第1項の取組について、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)



第1条 本協定は、連携協定に定める奈良県立医科大学附属病院南側地区のまちづくりに関する取組を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において「新駅設置事業」とは、別図のうち、新駅の設置に必要となる用地、設計、許認可等の申請、工事（土木、建築、電気、軌道および運輸関係工事の他、関連する他駅を含む各種システム等関係工事）、施工監理その他の業務をいう。

2 本協定において「駅周辺整備事業」とは、別図のうち、駅前広場および新駅の東西を結ぶ自由通路の整備に必要となる用地、設計、工事、施工監理その他の業務をいう。

(役割分担)

第3条 新駅設置事業ならびに駅周辺整備事業に関する役割分担は、次を基本とする。

(1) 新駅設置事業は、甲と丙が別途協定を締結のうえ、丙が施行するものとする。

(2) 駅周辺整備事業は、甲および乙が協力のもと、必要に応じ丙と協議のうえ、別途必要な協定を締結し施行するものとする。



- 2 前項の新駅設置事業ならびに駅周辺整備事業の施行に必要となる国、地元関係者および関係機関との調整・合意形成等については甲および乙が行い、丙はこれに協力するものとする。

(費用負担)

第4条 新駅設置事業に要する費用（設計および工事に係る事務経費を含む）については、全費用から国庫補助額（都市・地域交通戦略推進事業費補助の交付対象経費の1／3）を控除した残る金額の1／2を甲が負担し、さらに全費用の1／9の金額を丙が負担し、全費用から国庫補助額と甲および丙の負担額を除いた残る金額について、甲と乙が等分負担するものとする。

- 2 駅周辺整備事業に要する費用については、甲および乙が負担することを基本とし、丙は負担しないものとする。

- 3 第1項および第2項に関し、詳細については必要に応じて協議を行うものとする。

(工事内容)

第5条 新駅の施設については、丙が鉄道事業としての必要性を考慮して整備する内容を決定するものとする。整備内容はホーム、ホーム上家、ホームドア、上下線地平駅舎および関連設備等とし、お客様用トイレは整備しないものとする。なお、詳細については必要に応じ甲、乙および丙が協議するものとする。

- 2 駅周辺整備事業区域内に係る八木西口第4号踏切道の取扱いについては、事業実施に伴う安全性向上に向け、甲、乙および丙が協議するものとする。

(維持管理)

第6条 新駅設置事業ならびに駅周辺整備事業完了後、鉄道施設は丙が、駅前広場、新駅の東西を結ぶ自由通路およびそれに付随する施設については甲または乙が協議のうえ維持管理するものとし、その他詳細は別途定めるものとする。

(施行中の用地の処理)

第7条 甲、乙および丙は新駅設置事業ならびに駅周辺整備事業の施行中、必要に応じ、事前協議の上各々の所有地を相互に無償で利用できるものとし、詳細は都度定めるものとする。

(埋蔵文化財調査)

第8条 新駅設置事業ならびに駅周辺整備事業の施行に伴う埋蔵文化財発掘調査については、甲および乙が協議し、実施するものとする。

(守秘義務)

第9条 甲、乙および丙は、本協定に定める事項の実施に当たって知り得た情報を甲、乙および丙の承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならない。

(疑義等の決定)

第10条 本協定の締結後、新駅設置事業ならびに駅周辺整備事業の内容を著しく変更しようとする場合、または物価労賃の変動等により費用が著しく増加することが見込まれる場合は、あらかじめ甲、乙および丙で協議して処理するものとする。

2 その他、本協定に定めのない事項、または本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙および丙で協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙各自署名押印のうえ、各1通を保有する。



令和7年3月28日

甲 奈良県
知事

山下 真



乙 橿原市
市長

亀田 忠彦



丙 近畿日本鉄道株式会社
代表取締役社長



原 泰



【別図】

